

国立大学法人新潟大学経営協議会の学外委員の選考方針について

令和 3 年 1 0 月 1 日
学 長 裁 定

国立大学法人新潟大学は、経営協議会の役割を踏まえ、国立大学法人新潟大学基本規則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する学外委員については、以下の観点から選考する。

1. 多様性（ダイバーシティ）、公平性（エクイティ）、一体性（インクルージョン）の視点から、知を創造しうる風土作りの実現に資する者
2. 行政、経済、産業、マスメディア、教育研究、本学卒業生等、それぞれの分野から意見を述べることができる者
3. 幅広い知識、経験、実績かつ十分な社会的信用を有し、本学の理念・ビジョン・ミッションを深く理解した上で戦略的視点や新たな視点から意見を述べる
ことができる者